

吸収分割公告

令和 7 年 8 月 1 日

債権者各位

(甲) 東京都中野区中野四丁目 10 番 1 号
栗田工業株式会社
取締役 代表執行役社長 江尻 裕彦

(乙) 東京都渋谷区笹塚二丁目 1 番 6 号
クリタ東日本株式会社
代表取締役社長 井上 真

上記会社は吸収分割して、甲は自らの東北地方における水処理事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和 7 年 10 月 1 日であり、甲は会社法第 784 条第 2 項の簡易分割の規定により、乙は同法第 796 条第 1 項の略式分割の規定により、それぞれ株主総会の承認決議を経ずにこの吸収分割を行うことを決定しております。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。

なお、上記会社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

(甲)

金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済

(乙)

<https://east-japan.kurita.co.jp/>

以上